

## 第3回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年7月9日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第3回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年7月9日（火）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶴 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸（会長）	14番	布 施 和 彦（職務代理者）
15番	鵜 澤 英 夫	16番	今 閔 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

（整理番号1～5）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（整理番号1～8）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

（整理番号1～5）

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

（整理番号1～2）

第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

（整理番号1～3）

第9 報告第4号 転用事実確認証明について  
(整理番号1~3)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間 賢治
主任書記	千葉利憲	書記	門野祥和

## ◎開会

○議長 それでは、ただいまから第3回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 4時02分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

榎澤正治委員、板倉小百合委員の両名にお願いいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～5）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

それでは整理番号1です。

申請地は、大網字東仙塚の地目、畠が1筆、面積393平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は遠方で耕作できないためあります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の①に、1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の1ページから2ページとなります。

次に、整理番号2、申請地は、大網字北荻下の地目、畠が1筆、面積2,062平米を売買に

より所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の①に、1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA 4判縦の3ページから4ページとなります。

次に、整理番号3、申請地は大網字高島の現況地目、田が5筆、合計面積2,758平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の①に、1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA 4判縦の5ページから6ページとなります。

次に、整理番号4、申請地は、砂田字宮久保、木戸口及び中内野の地目、畑が6筆、合計面積5,108平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は新規就農のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の②に、1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA 4判縦の7ページから14ページとなります。

次に、整理番号5、申請地は、南玉字台ノ下の地目、畑が1筆、面積308平米を贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、姉に生前贈与をするためであります。

案件の位置につきましては、資料A 3判横の図面の①に、1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA 4判縦の15ページから17ページとなります。

以上、整理番号1から5につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から3の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願ひします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1から3の案件につきまして説明させていただきます。

まず、整理番号1について調査報告をいたします。

7月2日に申請地にて権利者と義務者の妹さん、当事者立ち会いのもとに確認してまいりました。義務者は高齢となり、体調を崩され、かつ遠方のため耕作できなくなりまして、申請農地に隣接している権利者に相談したところ、合意に至り本申請に至ったようあります。

権利者は大型専業農家でありますて、申請農地は、現に耕作している農地に隣接しているので、耕作または管理しやすいと申しております。農機具も一式そろっております。

特に問題ないと思いますが、慎重審議、よろしくお願ひいたします。

次に、整理番号2について調査報告をいたします。

7月2日に、義務者とは自宅にて、権利者とは電話で確認いたしました。

また、申請地は義務者訪問前に確認を行っております。

義務者は高齢のため耕作できなくなり、ここ数年、管理を他の方に依頼していましたところ、知人の紹介で権利者と合意に至り本申請となったようです。

申請農地は、別添資料3ページのとおり、権利者宅まで若干遠方となります、農機具等の運搬、移動手段は多様化しておりますし、権利者もみずから耕作すると申しておりますことからやむを得ないと思われますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

続いて、整理番号3について調査報告をいたします。

7月3日に、権利者とは申請地にて、また、義務者とは電話で確認してまいりました。

義務者においては、申請内容のとおり、耕作を縮小したいということから同じ地区内の権利者に相談し、合意に至ったとのことです。

権利者においては、ここ数年、この総会に申請が出ているように規模拡大に意欲的でありますて、なお、本申請農地は現在所有している農地に隣接していることから、効率的に耕作もしやすいと申しております。農機具もそろっております。特に問題ないと思いますが、慎重審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、内海亮一委員、よろしくお願ひいたします。

○内海委員 それでは、議案第1号、整理番号4について報告いたします。

資料は、7ページから14ページをごらんください。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

7月2日、布施委員と2人で権利者と義務者に会って話を聞きました。現地も確認をしてまいりました。

義務者は、5年前まで夫婦長男3人で原木のシイタケ栽培をしておりましたが、5年前、そのころから原木がなかなか手に入らないということで、菌床栽培に変えて栽培してまいりましたが、1年前に父親が体調を崩し農作業ができなくなりました。そして、長男もすぐ体調を崩して同じく農作業ができなくなってしまいました。義務者も高齢で農作業ができない、畠もこのままでは荒れ放題になり、周りの耕作者に迷惑をかけてしまうということでした。この際、もし買ってくれる人がいれば売っても構わないと思っていたところ、権利者より新規就農したいと義務者の近くの古民家と畠を買ったが、新規就農には必要な面積5反歩に、面積が足らないので、もしよければ私に売ってくれと義務者に話があったそうです。

義務者はこの際、もうできないからということで全部まとめて買ってくれば売りますと話したところ、全部買いますということでございました。

続きまして、権利者にもお話を聞いてまいりました。権利者は現在、不動産業と古民家再生事業を営んでいるところでございます。以前から農業に興味があり、耕作したいと思っていたところ、今回、義務者近くの古民家と畠を買い、就農しようと思いましたが、新規就農に必要な面積が足らないから、隣接する義務者の畠を売ってくれないかと話したところ、全部まとめて購入してもよろしいということでした。農機具については、今、物を探している最中で、現在、権利者のところにパートで3人ほどいるんですけども、その中の2名が農家なので、機械器具はそろっておりませんので、その機械器具を借りて、その2人も応援して耕作をするそうです。

その後、野菜を6種類つくるということではありましたが、年間作業計画、年間収支計画について聞いたところ、このままでは大ざっぱ過ぎて、もっと細かく年間計画、また収入についても数字を上げなければいけないんじゃないのかということで、私どものほうで指導いたしました。その際、私どもがその場で千葉県農業事務所に連絡し、指導を受けたらいかがですかということで勧めました。そうしたら、権利者はその場で農業事務所のほうに連絡をとって、アポをとりまして、3日の午後から指導を受けるということで農業事務所のほうに行きました。また、本人は、農業に対して意欲的であり、真面目そうでもあります。ただ、私の見たところ、空き家民家2棟ほどありましたが、この方が中に入って、要するに、新しい住人を、移住者を見つけてもらい、私どももいろいろ助かっております。そんなことで、何も問題ないと思いますけれども、何とぞよろしく慎重な審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願いいいたします。

○林委員 整理番号5について調査報告いたします。

理由としては、事務局の説明どおりでございます。

調査確認については、7月2日午前8時に権利者の自宅に赴き、権利者、義務者に聞き取りをいたしました。権利者、義務者は、姉、妹の関係でありまして、敷地も、離れて義務者は暮らしているということでございます。

義務者は耕作ができないということで、生前贈与をしたいということでございました。

その辺について、意思の確認をしたところ、間違いはございませんでした。

また、現地を案内していただきましたけれども、三、四年ぐらい前から耕作していないということで、非常に荒れている状態でございましたけれども、権利者は草刈りをして、トラクターで耕耘しながら野菜をつくるということでございました。畠に戻すことは可能な状態でございました。

問題はないと思われますけれども、慎重なるご審議をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、ただいま議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から5の案件について、順次採決いたします。議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号5は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第2号（整理番号1～8）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号の案件は8件予定されておりますが、整理番号3から5の案件と、整理番号6から8の案件はそれぞれ関連がありますので、それぞれ一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないとことでございますので、事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

整理番号1は、議案書4ページをごらんください。

案件の位置につきましては、A3判横の図面の①に、2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18ページから28ページになります。それぞれごらんください。

申請地は、北横川字押廻の地目、畑が1筆、面積450平米を使用貸借権を設定して分家住宅用地にしようとするものでございます。

建築物の概要是、木造2階建て、建築面積86.26平米、延べ床面積130.83平米の分家住宅と建築面積24.25平米のカーポートです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、申請地は農振農用地区域外の農地で、第3種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては資金計画書が添付されており、全額を金融機関より融資を受ける計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認しており、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございます。埋め立て等の造成は行わず、雨水排水は既設側溝へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続する計画となっております。なお、雨水の排水に当たり、関係土地改良区の排水同意書の写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令による許可申請の状況につきましては、都市計画法の開発許可申請及び既設側溝へ雨水排水管を接続する道路工事施工承認申請が市の担当課に提出されており、その写しが添付されております。

次に、整理番号2、案件の位置につきましては、A3判横の図面の①に、2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の29ページから45ページになります。それぞれごらんください。

申請地は、大網字笹塚の地目、田が2筆の合計面積1,943平米を所有権移転し、長屋住宅用地にしようとするものでございます。

建築物の概要是、長屋住宅が2棟で、木造2階建て、建築面積304.2平米及び273.28平米でございます。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の農地で第3種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては資金計画書が添付されており、自己資金及び金融機関からの融資資金で賄う計画となっております。なお、金融機関の残高証明書及び融資結果通知書の写しが添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は前面道路と段差があるため、碎石にて埋め立てをし、周囲にブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、雨水排水は既設側溝へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続する計画となっております。なお、雨水の排水に当たり、関係土地改良区の排水同意書の写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号3から5につきましては、関連がありますので一括して説明させていただきます。議案書の5ページ及び6ページをごらんください。

各案件の位置につきましてはA3判横の図面の①に、2-3から2-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の46ページから73ページになります。それぞれごらんください。

整理番号3から5の案件は、義務者は異なっておりますが、一体の転用であり、申請地を買い受け、建壳分譲用地に転用しようとするものです。

申請地は、大綱字笹塚の地目、田が3筆の合計面積2,157平米となります。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。各申請地は農振農用地区域外の第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、山砂により埋め立てをし、周囲はL型擁壁及び重量ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、区域内新設道路側溝を通じて、南側の排水路に放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、小

中川土地改良区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号6から8につきましては、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書は6ページから7ページをごらんください。

各案件の位置につきましては、A3判横の図面の③に、2-6から2-8と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の74ページから91ページになります。それぞれごらんください。

申請地は、長国字南前及び棒立の地目、田が4筆、合計面積2,670.62平米を賃借権設定し、天然ガス井戸の掘削工事に係る作業用地並びに工事車両の通行路拡幅用地に一時転用しようとするものでございます。井戸掘削箇所につきましては、地目が山林であり、権利者所有の土地であります。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農振農用地区域内であります。農振農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります、一時的な利用に使われる場合には、例外的に認められるものであります。

工事期間は、令和2年2月末までの利用予定であり、一時転用完了後は農地に復元する誓約書が添付されております。

次に、一般的基準でございます。申請目的実現の確実性についてですが、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画であることから、実現性に支障はないと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、作業用地については埋め立てを行わず、土木シート並びに鉄板を敷設し、道路拡幅部については山砂を約80センチ埋め立てて、土木シート並びに鉄板を敷設し、埋め立ては用悪水路にも及ぶことから、内径300ミリの塩ビ管を埋設し、水流を確保する計画となっております。

排水につきましては、くみ取り式の簡易トイレを設置し、雨水排水につきましては、自然浸透をさせる計画となっております。

のことから、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられ

ます。

次に、他法令の関係でございますが、水路用地に塩ビ管及び鉄板を敷設するための法定外公共物占用許可申請書が市の担当課に提出され、その写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

整理番号1の案件について、鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 議案第2号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

申請理由については事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりましては、榎澤委員と私で申請地の確認と権利者にお会いし、聞いてまいりました。

別添の18ページの申請地を見ていただきたいと思います。

申請地は、市立の保育所の隣にありますて、この畠は第3種農地ということです。

義務者は現在、体調を崩し入院中とのことで、義務者の奥さんのお話を聞かせていただきました。権利者は現在、市外のアパートで3人で暮らしておりますが、子供の成長によってアパートでは手狭になってきたということで、祖父である義務者の保有する土地を借りて住宅を建てることになったものです。

実家に近いことで、将来的には跡を継いで農業を行い、農地の管理等を行ってくれるそうです。住宅の生活用排水には東側の公共下水道に接続し、雨水は北側にある既存U字側溝に流し、また、工事に当たりましては、ご近所に迷惑のかからないように十分注意いたしますとのことです。

その後、権利者に電話連絡し、確認をしましたところ、間違いございませんとのことででした。

関係書類もそろっておりますので、委員の皆さんのお審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、梅原英男委員、よろしくお願ひいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号2につきまして、その調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る7月2日、火曜日に蔭山委員と一緒に、権利者の代理人と

現地で立ち会いの上、現状調査をしてまいりました。その結果につきましては、当該地が市街化調整区域でございますけれども、土地の周囲、北側、これにつきましては住宅、そして南側につきましては道路に囲まれた田んぼでございまして、隣接地には農地がない状況でございました。

今回の許可申請では、この田んぼを埋め立てまして、長屋式のアパート2棟、これを建設して20戸ほどの貸し家を建てる計画でございます。まず、埋立につきましては、碎石で埋め立てをし、地盤が軟弱なために建物を建てる、その場所につきましては、地盤改良することでございます。

また、入居者に対する駐車スペースとして、30台分を確保していることから周囲での駐車トラブル等、こういったものはないものと考えております。

さらに汚水排水につきましては、当該地が市街化区域に隣接しており、既に市の下水道管があり、ここと調整を図りまして区域外流入で公共下水道に接続する、そのような段取りがとれているということでございました。また、雨水排水につきましては、土地に面した既設のU字溝がございますけれども、これが小さいことから、新たに付け替えをいたしまして隣接している排水路に放流する計画でございます。

なお、義務者につきましては、同じく7月2日に電話で確認をしたところ、当該地は田んぼが深く、耕作が大変なことから、数年前から耕作放棄をしていると、そのようなお話をございました。

以上が今回、調査をした結果でございます。

特に問題は確認できませんでしたが、支障はないものと思われますので、慎重審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3から5の案件については、関連がありますので一括して梅原英男委員、よろしくお願いいいたします。

○梅原委員 次に、議案第2号の整理番号3、4、5。これは、関連がございますので、一括して調査報告をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る7月2日、火曜日に、蔭山委員と一緒に整理番号5の義務者及び権利者の代理人と現地で立ち会いを行いまして、現状を調査してまいりました。

その結果につきましては、当該地は市街化調整区域ではございますけれども、市街化区域

に隣接をしており、すぐ近くには大型スーパーなどがございまして、生活環境もよく、利便性の高い地域でございます。また、当該地につきましては、現在、ほとんどが耕作放棄地でございまして、農地としてこれを復活させるためには大変な労力が必要ではないかと考えられるような状況でございました。

なお、計画ですと2,159.24平米、これを買収いたしまして、山砂で埋め立てをし、建売住宅9棟を建設して販売しようとする計画でございます。

汚水につきましては、合併浄化槽を設置して隣接する水路に放流をします。雨水につきましても、同じ水路に放流する計画でございます。また、隣接地に隣接する地権者が5人ほどいるわけでございますけれども、この事業計画をする事業者が個々に詳しく説明をして、既にその方々の了解を得ている、そのような状況でございます。

さらに、計画敷地面積に赤道が14平米ございますけれども、これにつきましては、現在、市の建設課と払い下げの手続を行っているところでございまして、残り数カ月で承認をされると、そのようなお話でございます。

なお、整理番号5の義務者につきましては、現場で立ち会いをしていただきまして、事情を伺ったところ、整理番号3の義務者と姉妹ということでございまして、お互いが高齢であり耕作ができないとのことでございました。また、確認のために整理番号3と4の義務者につきましても、同じく7月2日に電話で確認をいたしましたところ、いずれも間違いはないと、このようなご返事をいただいたところでございます。

以上が、今回調査をした結果でございます。特に問題点は確認できませんでしたので、支障はないものと思われますけれども、慎重審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6から8の案件については関連がありますので、一括して中村和敏委員、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 それでは、議案第2号、整理番号6、7、8について、調査報告を申し上げます。

7月4日、10時より、内山委員と2人で現地確認を行いました。

理由としては事務局の説明どおりです。

当日、権利者及び義務者2名で、1名はちょっと来られなくて、義務者1名欠席に関しては、前日に確認をとっております。権利者は、各義務者より書類にて許可を得ており、当日、再度義務者に確認したところ、間違いがないということでした。権利者のほうは、工事を行うに当たって、道路幅員をとるということで、工事内容に関してはさつき事務局で言いまし

たが、フレコンの土のうを置いて鉄板を敷くということで、ほかに耕作する田んぼに関しては、悪影響はないと思われます。

以上、慎重なる審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1から8の案件について一括して質疑に入ります。

希望者ありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び2、並びに整理番号3から5の案件と整理番号6から8の案件については、それぞれ関連がありますのでそれぞれ一括採決いたします。

以後、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3から5の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3から5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号6から8の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号6から8は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から8につきましては、原案のとおり、許可相当として

県知事に意見を送付いたします。

---

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく大網白里市農用地利用集積計画の作成についての案件は、10件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号9の案件は今関喜明委員が、整理番号10の案件は林千佳夫委員が、大網白里市農業委員会會議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1から8の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないということでございますので、それでは事務局から議案第3号の整理番号1から8の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをごらんください。

議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会长に意見を求められたものでございます。

次の議案書の9ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者7人、利用権の設定をする者10人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が12筆で面積1万7,666平米、畠が8筆で面積1万1,246平米、合計面積は2万8,912平米となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が7件、更新契約が3件でございます。

続きまして、11ページから12ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきま

しては議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号 1 です。

農地の所在地は木崎地内の地目、田が 3 筆、合計面積7, 211 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 6 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 2。

農地の所在地は北今泉地内の地目、田が 6 筆、合計面積6, 618 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 3。

所在地は南今泉地内の地目、田が 1 筆、面積2, 072 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 3 年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号 4。

農地の所在地は南今泉地内の地目、田が 1 筆、面積991 平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 5。

農地の所在地は南今泉地内の地目、畠が 3 筆、合計面積4, 062 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 5 年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり 1 万円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号 6。

農地の所在地は南今泉地内の地目、畠が 2 筆、合計面積967 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 5 年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり 1 万円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号 7。

農地の所在地は四天木地内の地目、畠が 1 筆、面積2, 578 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 5 年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり 1 万円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号 8。

農地の所在地は四天木地内の地目、畝が1筆、面積2,135平米です。

今回の利用集積の設定期間は5年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

以上、整理番号1から8の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号4から8の案件について、板倉小百合委員、よろしくお願いいいたします。

○板倉委員 では、まず最初に、整理番号4について調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

7月3日、借受人にお会いしてお話を伺い、翌日、貸付人に電話連絡をし、確認をいたしました。貸付人は、家族とともに施設園芸を営んでいる専業農家です。頼りになります息子さん夫婦やお孫さんも就農し、ハウスを拡大し、経営を施設園芸に一本化するため、水稻をご近所で農地の隣接している借受人に耕作をお願いしたいとのことでした。

借受人は認定農業者で、農機具も整っておりますので問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

続きまして、整理番号5番から8番は、借受人が同じであるため、一括して調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

7月3日、借受人にお会いし、お話を伺いまして、貸付人4人には7日、電話にて連絡をいたし確認いたしました。借受人は真面目で活力のある認定新規就農者です。昨年、JAが営農しているネギ塾に参加し、ネギの栽培を学び、その後、大網經濟センター園芸部ネギ部会に加入し、現在、夏ネギの出荷をしています。知人や前農地利用最適化推進委員さんの協力で、農地を紹介していただいたとのことです。

また、貸付人は会社員や遠方の方、自営業を営んでいる方々で、4人とも農地としての維持管理が困難なため、耕作していただけるならばぜひお願いしたいとのことでした。

借受人は、今後、耕作地を増やし、周年ネギ栽培を目指したいと意欲的に語ってください

ました。農機具も整っておりますので問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8の案件につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号9と10の案件について審議に入ります。

整理番号9の案件につきましては、今関喜明委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関委員退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号9の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の12ページをごらんください。

整理番号9です。

農地の所在地は富田地内の地目、畠が1筆、面積1,504平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で3万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員から調査報告をお願いいたします。それでは、鵜澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鵜澤委員 それでは、整理番号9について、調査報告を申し上げます。

先日、貸付人、借受人とお会いし、調査してまいりました。

貸付人のお話によりますと、高齢となり、畠を耕作するには困難になってきたので、隣人でもある借受人の方にお願いしたそうです。その後、借受人に確認しましたところ、作業場に隣接しているので非常に利便性が高いことから耕作することになりましたとのことでした。借受人は認定農業者であります。よろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号9の案件につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号10の案件について審議に入ります。

整理番号10の案件につきましては、林千佳夫委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室していただき、今関喜明委員を入室させてください。

(林委員退室 今関委員入室)

○議長 それでは、事務局から整理番号10の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の12ページをごらんください。

整理番号10です。

農地の所在地は池田地内の地目、田が1筆、面積774平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり1等米30キログラム、契約の種別は新規であります。

内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員から調査報告をお願いいたします。それでは、若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、議案第3号、整理番号10の案件について調査報告を申し上げます。

まず、内容についてですが、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

調査は、6月28日、借受人、貸付人の双方からお話を伺いました。

双方の説明によると、借受人、貸付人、同じ地区に住んでおりまして、小学校、中学校と幼なじみでお互いに、気心をよく存じているとのことでした。

借受人の話によりますと、この案件の敷地の隣を自分が耕作しており、貸付人の水田が不耕作で荒れてきており、自分が耕作しているほうに影響が出てきたので、今回貸付人に申し入れを行い、私が耕作してあげるというような形になりました、この申請に至ったというようなことでした。設定期間については自分の体力等を考慮し、3年にしたとのことでした。

一方、貸付人の話によると、この水田については、現在不耕作で、隣接地にご迷惑をかけているのではないかということで、処置もしてきましたが、自分または子供、長男がいるんですけれども、健康を害しており、農業ができない状況であり、申しわけがないなというふうに思っていたとのことでした。たまたま、借受人のほうからこのようなお話をあったので、ぜひにということでお願いしたとのことでした。

借受人については、農業を行っており、農業機械もそろえております。現在、地区内でも十分に信頼を受けている方でございます。借受人、貸付人の双方とも、信頼も信用もしております、問題はないと思われます。

以上のような調査結果でした。委員の皆様のご慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号10の案件につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号の整理番号1から10の案件について採決を行いますので、議事参与の制限に該当します今関喜明委員の退室をお願いいたします。

(今関委員退室)

○議長 それでは、これより、議題に供しております議案第3号の整理番号1から10の案件について、一括して採決いたします。

議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から10の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第3号の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで、今関喜明委員、林千佳夫委員を入室させてください。

(今関委員 林委員入室)

---

## ◎報 告

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

日程第7、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第8、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、日程第9、報告第4号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかる質疑、発言等につきましては、全ての報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページから17ページをごらんください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり、5件の届出がありました。

内容につきましては、整理番号1から5について、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は整っておりましたので受理しております。

次に、議案書の18ページをごらんください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり、2件の届出がございました。

届出の内容につきましては、整理番号1及び2とも、市街化区域内にある地目が農地の届出地を専用住宅用地として所有権を移転しようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので受理しております。

次に、議案書の19ページから20ページをごらんください。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてでございますが、議案書のとおり、3件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、市街化区域内の農地であり、現地は宅地と一体で利用されており、平成7年に撮影された航空写真でも宅地と一体で利用されていることから、非農地として回答しております。

整理番号2は、平成16年度に駐車場及び進入路用地として農地法第5条の許可を受けており、現地は目的どおり進入路として利用されていたことから、非農地として回答しております。

す。

整理番号3は、昭和48年度に住家として農地法第5条の許可を受けており、現地は目的どおり宅地として利用されていたことから、非農地として回答しております。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の21ページから22ページをごらんください。

報告第4号 転用事実確認証明についてでございますが、議案書のとおり、3件の証明願いがございました。この証明願いは、農地法第4条または第5条の許可後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願いが提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認いたしました。

結果につきましては、整理番号1は目的どおり専用住宅が建設されておりました。整理番号2及び3は、目的どおり資材置場として整備されておりました。

このようなことから、各申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は举手をお願いいたします。

布施委員。

○布施委員 今さらながら、ちょっと聞くのも恥ずかしいんですけども、報告第1号の相続の関係なんですかけども、相続を届け出るというのは、これは申請者でしょうか、代理人というか、行政書士の方の届出になるんでしょうか。

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 ただいまの質問なんですけども、実際、こちらの届出につきましては、相続登記をしたときに、やはり行政書士の方だったり、司法書士とかの方が一緒に作成するケースというのがあります。

○布施委員 ただ、実際に、件数的には、報告がある半分ぐらいが、そうやって、代理人とかがつくったものじゃないかとお伺いしてよろしいですか、わかりました。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、ないようですので、日程第6から第9までの報告事項を終わります。

この際ですから、特にご意見、ご連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎閉会

○議長 ないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第3回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 5時13分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 7月 9日

農業委員会長

斎藤重幸

署名委員

榎澤正治

署名委員

板倉小百合